

京都市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第104号

京都市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険運営協議会規則の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第22条」を「第21条」に、「関して」を「関し」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)